

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

昭和40年4月1日にA社に入社し、同年7月19日まで同社本社で研修を受けた後、同社C営業所に配属された。申立期間についても、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和40年7月20日に同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第1種被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険第1種被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月1日から15年9月1日まで
申立期間については、年金事務所で確認したところ、厚生年金基金に加入した記録(特例第1種被保険者)となっているが、基金からは、「加入記録が無い。」との回答であった。基金に加入記録が無いのであれば、特例第1種被保険者ではなく一般の被保険者(第1種被保険者)として厚生年金保険に加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立人はA社において平成14年7月1日に資格取得し、15年8月31日に離職していることが確認できるところ、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険の特例第1種被保険者であることが確認できる。

また、厚生年金保険法第122条によれば、「基金の設立事業所に使用される被保険者は、当該基金の加入員とする。」とされており、申立人が勤務していたA社は、申立期間において、B厚生年金基金に加入していることが確認できる。

さらに、事務センターは、「現在、国の記録(オンライン記録)と厚生年金基金の記録との突き合わせの作業が行われている。当該作業の結果、申立人の記録について、日本年金機構は、B厚生年金基金に対し、国の記録が適正であるとの回答を行っている。」と回答している。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、B厚生年金基金に加入する事業所であるA社において使用されていた者であり、厚生年金保険第1種被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険第1種被保険者であったと認めることはできない。